【いじめ事案の校内対応】

＜すぐに・誰でも・どこからでも　第一報＞
事態を把握した職員が
学年主任→
生徒指導部長→
教頭へ

いじめの発生

児童への聞き取り・調査・保護者への連絡等
初動指導の必要性を検討する

いじめ対策推進委員会

＜急を要する場合＞
校長・教頭・生徒指導部長・当該学年主任

＜校内職員＞
校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・学年主任・養護教諭
＜必要に応じて校外関係者＞
PTA代表・SC・SSWC

情報収集

事実確認

指導方針の決定

＜教育委員会等への報告：<u>教頭より教育委員会（指導主事）へ</u>＞
・事実の確定
・指導方針の検討

重大事態の発生
（校長より教育委員会（学校教育課長）へその都度、報告する）

重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）
1　いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
2　いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある

関係児童・保護者対応

・いじめをやめさせる
・必要に応じた聞き取りやアンケートの実施
・双方への確認

・いじめられた児童のケア
・保護者への連絡、事実の共有
・いじめた児童と保護者との連絡調整

特別な指導

・いじめた児童への指導
・保護者への助言と連携の確認

＜教育委員会及び上山警察署、中央児童相談所への報告：教頭より各機関へ＞
犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対応

人間関係の修復

学級等の集団の人間関係の構築に向けた指導

学級等に対する指導

日常の状況把握による再発防止の徹底

最低3ヵ月の継続的な見守り・指導

【確認】
・いじめられた児童と保護者
・（必要に応じて）周囲の児童

＜教育委員会等への報告：<u>教頭より教育委員会（指導主事）へ</u>＞
・指導の経過と現状

いじめ対策推進委員会

経過の確認